

「新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見募集の実施について」への意見一覧
(信用リスク削減)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	第 89 条 (簡便手 法を用い る場合の 適格金融 資産担保)	見直し後規制案第 89 条第 5 号中「銀行」を「第 63 条または第 64 条に掲げる主体」と変更して頂きたい。	御指摘を踏まえ、修正致します。
2	第 89 条 第 117 条 第 157 条 第 165 条	金融債発行銀行において自行金融債に対して担保設定されている場合には、信用リスク削減手法上、自行預金と同様に取扱うことができると考えてよいか。 また、登録および保護預かり等の形態により所有者が確定している自行金融債については、相殺が可能であることから、自行預金と同様に貸出金とのエクスポージャーの相殺の取扱いができると考えてよいか。	金融債発行銀行が自行金融債に担保設定している場合には、信用リスク削減手法上、自行預金担保と同様に取扱うことで結構です。 担保設定されていない場合の扱いについては、他の各種預金の扱いとの整合性を勘案しつつ、慎重に検討することと致します。
3	第 89 条 第 4 号口 (簡便手 法を用い る場合の 適格金融 資産担保)	見直し後規制案第 89 条第 4 号口において 2-3(BB+~BB-)とあるのは 2-2(A+~BBB-) が正しいのではないかと。	御指摘を踏まえ、修正致します。

4	<p>第 89 条 第 1 号 (簡便手 法を用い る場合の 適格金融 資産担保)</p>	<p>①規制素案第 92 条 1 号括弧書きの部分 が、見直し後規制案第 89 条 1 号では削 除されているが、上記の規制案における 記載の変更によっても、なおパーゼ ル II 脚注 37 及び 52 に記載される取扱い がなされることに変わりがないという 理解でよいか。 ②クレジット・リンク債の裏付けとなる クレジット・デリバティブに一定の免責 額がある場合において、見直し後規制案 第 125 条が適用されないという理解でよ いか。 ③クレジット・リンク債において上記の 取扱いに際して、適格な担保の要件と事 前受取型の要件の明確化を要望する。</p>	<p>①誤解の生じないように、規制素案第 92 条 1 号括弧書きに相当する記述を再度設 ける予定です。 ②左記のような場合でも、銀行の受取額 は当該免責額の制約を受けたものにな ることから、見直し後規制案第 125 条の 扱いが必要と考えます。 ③「銀行がエクスポージャーについてク レジット・リンク債を発行している場 合」には、上記①のように扱うこととな ります。SPC 発行の場合であっても、金 融資産担保の保有と同一の効果が確保 されている場合には、金融資産担保付 取引として扱うことが可能であると現時 点では考えています。</p>
5	<p>第 100 条 第 1 項 第 1 号 (ボラテ ィリティ 調整率の 調整)</p>	<p>前回のパブリック・コメントへの回答 (17 年 3 月 31 日公表 別紙 4(信用リス ク削減)項番 11)において、CSA 取引が 日次の担保額調整の要件を満たすため には、随時請求(アドホックコール)条 項があることに加え、日次の時価評価 と、必要に応じコールがかけられる体制 があることを求められているが、具体的 にどのような体制である必要があるか。</p>	<p>金融機関内部の体制は様々であると思 えられるため、現段階では画一的に規定 する必要はないと考えていますが、少な くとも、日次の時価評価に基づいて、コ ールの要否が評価され、必要と評価され た場合に適切にコールを行いうるだけ の事務体制が整備されている必要があ ると考えられます。</p>

6	第 101 条 (ボラティリティ調整率の適用除外)	見直し後規制案第 101 条第 2 項中の「中核的市場参加者」については、外国銀行や証券持株会社を対象外とする理由は何か。もし、積極的な理由がなければ、「第 63 条または第 64 条に掲げる主体」等の表現にして頂きたい。	御指摘を踏まえ、見直し後規制案第 101 条第 2 項の一部を下記のように修正致します。 旧：金融機関、日本郵政公社、第六十四条において当該証券会社向けエクスポージャーが金融機関向けエクスポージャーの取扱いに従うこととされている証券会社・ 新：金融機関、 <u>外国銀行</u> 、日本郵政公社、第六十四条において当該証券会社向けエクスポージャーが金融機関向けエクスポージャーの取扱いに従うこととされている証券会社及び <u>証券持株会社</u> ・
7	第 102 条 (外国におけるレポ形式の取引)	「外国通貨建ての債券を用いてレポ形式の取引を行う場合、ボラティリティ調整率を不要とする範囲は、当該通貨の発行国における基準に従う」とあるが、本邦通貨建て債券に適用されるルールを選択することも可能として欲しい。実務上、通貨毎に発行国における基準を調査することはかなりの負荷となる。	前回のパブリック・コメントへの回答（17年3月31日公表 別紙4(信用リスク削減)項番13)のとおり、バーゼルⅡでは、外国通貨建てのレポ取引について、当該通貨の発行国でヘアカットの適用除外を行わない限り、他の国において適用除外を行わないこととしています。このため、わが国の基準のみに基づいてヘアカットの適用除外を運用することは、国際的整合性の観点から、不適当と考えています。
8	第 104 条 (計算方法)	見直し後規制案第 113 条第 3 項に関し、パブリック・コメントへの回答（17年3月31日公表 別紙4(信用リスク削減)項番9、10)で、デリバティブ取引の通貨 mismatches は「取引清算のための終了通貨」を基準として判断することとされている。レポ取引について類似の記述はありませんが、Global Master Repurchase Agreement における類似の概念である Base Currency は実際のエクスポージャーと異なる通貨である場合も多いため、レポ取引においては「取引清算のための終了通貨」を基準にした判断が義務付けられないことを確認したい。	複数通貨に及ぶエクスポージャーのネットティングが行われうる取引において何らかの方法で通貨 mismatches の有無を判定しなければならないという点においてはレポ取引も OTC デリバティブと同様であり、また、レポ取引に係る見直し後規制案第 104 条も「決済通貨」と定めていることから、レポ取引においても「取引清算のための終了通貨」を基準として通貨 mismatches の判定をすることが適当と考えます。
9	第 113 条 第 1 項 (計算)	見直し後規制案第 113 条第 1 項の算式では「 C_n 」という文字を使っているが、説明部分では「C」となっており平仄が取	御指摘を踏まえ、修正致します。

	方法)	れていないのではないか。	
10	第117条 (貸出金と自行預金の相殺)	満期のない預金を対象に含める場合、与信管理において通常残高として勘案できる額の実績の証明方法として、例えば、「流動性預金の半期(6か月間)の平均残高で、過去3年間の各半期の額のうち最も小さい額」というような、システム対応により算出可能な基準とすることを認めて頂きたい。	御指摘のような論点があることを踏まえ、今後、検討を進めることと致します。
11	第117条第1項第1号 (貸出金と自行預金の相殺)	「貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠」とは、具体的に何を指すのか明確にして頂きたい。	各金融機関が定める銀行取引約定書、消費者ローン契約書等における相殺の特約が対象となり得ますが、各金融機関が用いている約定等の法的有効性については、各金融機関において適切な方法で確認することが必要です。
12	第118条等	前回のパブリック・コメントへの回答(17年3月31日公表 別紙4(信用リスク削減)項番19)において、連結自己資本比率の算出に当たっては、持分法適用会社による保証を勘案できないとの案が示されている。しかし、持分法適用会社に保証された債務が毀損した場合、持分法適用会社において保証債務の履行により損失が認識されるが、銀行において持分法適用会社への出資が規制上全額控除されている場合には、それ以上の損失を認識する必要性はないのではないか。	御指摘のような扱いにすることと致します。

<p>13</p>	<p>第 119 条 (保証に関する条件)</p>	<p>前回のパブリック・コメントへの回答 (17年3月31日公表 別紙3(標準的手法)項番 41②)で「地方公共団体の保証又は損失補償が見直し後規制案第118条及び同第119条の条件を満たしている場合には、当該保証又は損失補償でカバーされている金額について地方公共団体のリスク・ウェイト0%を適用する」とされている。</p> <p>①同第119条第1項第1号では、「保証人に対して速やかに保証債務の履行を請求できること」とされているが、損失補償が法人の清算等によって損失が確定してから履行されるものである場合、保証に比べてタイムリーペイメントが確保されないと考えられる。この場合も同号の「速やかに」との条件を満たしているのか、あるいはどの程度の遅れなら許容されるのか。</p> <p>②同第119条第1項第3号では、「手数料、利息その他の元本以外のものも保証の対象としていること」とされているが、損失補償の範囲が元金と最終償還期限後3ヵ月(＝期限の利益を喪失した時点から3ヵ月)とされている場合等、保証に限度が設けられている場合は、どのような取扱いになるか。</p>	<p>①見直し後規制案第118条第5号は「保証・・・は、被保証債務について支払不履行が生じた場合・・・に、保証人・・・が適時に支払を行うことを妨げる条項を含まないこと」と規定しています。よって、補償契約が「法人の清算等によって損失が確定してから履行される」形態であって、同条に抵触する場合には、保証の要件を満たさないとして扱うべきものと考えます。</p> <p>②御指摘のような制約が、損失補償の履行時点に関する見込みとの関係で、銀行にどのようなカバー不足をもたらすのかという点を踏まえて、個別にその妥当性を判断する必要があると思われます。よって、具体的な許容範囲について、現段階で普遍的なルールを設けることは困難ではないかと思われます。</p>
-----------	-------------------------------	---	---

14	第120条第1号ハ（クレジット・デリバティブについての条件）	リストラクチャリングの定義は、バーゼル委「最終文書」パラグラフ191の表現の通り、「償却又は個別引当を行う場合」として頂きたい。	当該パラグラフは「restructuring of the underlying obligation involving forgiveness or postponement of principal, interest or fees that results in a credit loss event」という部分がルールの本質的な内容（＝本則）であり、「(i.e. charge-off, specific provision or other similar debit to the profit and loss account).」という部分は、その補足説明として理解すべきと考えます。当該説明部分において、英文では specific provision という表現を用いていますが、本則部分の内容に照らせば、わが国では要管理の水準に相当すると考えられます。引当のルールについては国による差異があり得るため、本則に照らして整合的な扱いとするための運用が必要と考えます。
15	第120条第1項第1号ハ（クレジット・デリバティブについての条件）	規制素案にあった但書き「ただし、銀行が当該事象に基づき原債権について償却又は個別引当金の繰り入れを行うべき場合を対象とすることでこと足りるものとする。」を復活させて頂きたい。	同上
16	第120条第1号ハ（クレジット・デリバティブについての条件）	2003 ISDA Credit Derivatives Definitions の第4.7条の定義では、「参照組織の与信または財務状況の悪化の直接または間接の結果生じたのではない」減免・猶予等のリストラクチャリングはリストラクチャリング事由に当たらない、としている。本規定に従ってドキュメンテーションを行ったクレジット・デリバティブは、見直し後規制案第120条第1号ハに規定された「原債権の元本、利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予の発生のうち、原債権の債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われたもの」という事由をカバーし、規制上の3CEの要件を満たすものとして扱うことができると考えてよいか。	現時点では、現行の ISDA 用語定義における「リストラクチャリング」が、見直し後規制案の要件を充足しないという懸念は有していません。ただし、将来における実務の発展その他の状況の変化に引き続き注視し、再検討が必要になることはあり得ます。

17	第 131 条 (信用リスク削減手法の残存期間の下限)	「信用リスク削減手法の残存期間が契約当初の時点において一年を下回るとき。」とあるが、契約期間が 1 年未満のものについても、IDNA 契約によるネットティングを適用する余地はないか。	1 年未満の信用リスク削減手法についてマチュリティ・ミスマッチがある場合に信用リスク削減手法として認識できなくなるというルールは、IDNA 契約についても適用されます。
18	第 136 条 第 2 項 (プロテクションを提供した場合)	ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブのリスク・ウェイトについて、1250% (海外拠点を有していない標準的手法採用行は 2500%) の上限が適用される場合、信用リスク・アセットの計上に代えて、自己資本から控除する取扱いを認めて頂きたい。	国際的な整合性の観点から、原案を維持することと致します。